令和5年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和5年4月13日(木)午前10時~正午

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3・4

3 出席者

【委員】 学識経験者 青山克己

学識経験者 小坂芳則

学識経験者 柴田惠子

学識経験者 秋田勇人

学識経験者 坪井 玲子

町議会議員 水野 晃

町議会議員 岡島政信

町議会議員 岩村 みゆき

町議会議員 柴田賢一

愛知県尾張県民事務所 事務所長 榊 原 勝 彦

西枇杷島警察署 署長 山 岡 浩

(代理 交通課規制係長 上 谷 和 稔)

【事務局】 豊山町長 鈴 木 邦 尚

産業建設部 部長 高桑 悟

産業建設部 参事 河 合 洋 岳

建設課 課長 早 川 憲 二

防災拠点推進室 室長 中 川 徹

防災拠点推進室 グループ長 熊沢真吾

防災拠点推進室 主事 八 代 拓 磨

【意見陳述者】 上青山地区防災拠点連絡協議会 代表幹事 井 上 春 夫

4 議 題

議案第1号 名古屋都市計画公園の変更について

5 会議資料

- (1)都市計画審議会議案
- (2) 都市計画審議会議案別冊(名古屋都市計画公園の変更 意見書及び都市計画 決定権者の見解)
- (3) 参考資料No.1 (豊山町都市計画審議会名簿及び関係例規)
- (4) 参考資料№2 (豊山町都市計画審議会経過及び審議概要)
- (5) 参考資料No.3 (名古屋都市計画公園の変更縦覧図書)

6 議事内容

(開 会)

【司会】

大変お待たせいたしました。ただ今より、令和5年度第1回豊山町都市計画 審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、防災拠点推進室長の中川と申します。 よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについて、ご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いに付きましては、当審議会では次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」として確認させていただいておりますのでよろしくお願いします。

それでは、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配布させていただいた5冊でございます。資料に不足がありましたら事務局から配布いたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、会長より ご挨拶をいただきます。青山会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

本日はお忙しい中、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、 当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げま す。

本日の議案でございますが、「名古屋都市計画公園の変更について」町より付 議されておりますので、ご審議いただくものであります。

審議会委員の皆さんの積極的かつ活発な議論をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、町長よりご挨拶申し上げます。鈴木 町長、よろしくお願いいたします。

【町長】

本日は、大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがと うございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を 賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題でございますが、愛知県が青山地区に整備を進めております基幹的広域防災拠点の整備に合わせ、本町が計画しております、避難所及び賑わい施設の整備ため、都市計画公園として整備するための都市計画の変更についてご審議いただきます。この公園の整備は、平時には、多くの人が利用していただき、そのことが賑わいを生み、町民の雇用や商工業者の発展につなげていくよう取り組んでまいります。

審議会委員の皆様の活発な議論をお願いし、簡単ではございますが、私から の挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

ここで、当審議会委員に異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。 令和5年3月22日付で西枇杷島警察署長の山岡浩様、本日は代理として、 西枇杷島警察交通課規制係長の上谷和稔様にご出席いただいております。

以上で紹介を終らせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

また、審議内容に係る意見陳述の申し入れがありましたので、後ほど代表者 の方に意見陳述をいただく予定をしております。

では、ここで会議の成立要件を確認させていただきます。本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

それでは、当審議会の議長は会長に務めていただくことになっております。 以後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

【会長】

では、これより私が、議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に 進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしくお願いします。

一部委員の皆様の交代もありましたので、参考資料1として「審議会委員名 簿及び関係例規」、参考資料2として「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」 を配布しておりますので、ご確認ください。

それでは、審議に入ります。議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案の説明につきましては、防災拠点推進室の熊沢から説明させていただきます。

それでは、議案第1号 名古屋都市計画公園の変更について、提案理由とその 内容についてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。「名古屋都市計画公園の変更について」であります。

提案理由は、豊山町において、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、 交流の場や災害時には地域住民の避難場所等の確保を図るため、臨空第2公園 について都市計画決定の手続きをお願いしようとするものであります。

初めに臨空第2公園についてご説明させていただきます。

公園の種別といたしましては近隣公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては、3・3・321号 臨空第2公園、 公園の位置につきましては、西春日井郡豊山町大字青山字金剛、面積は、約2. 9へクタールであります。ここで、只今申し上げました、種別、名称について ご説明いたします。

種別の近隣公園は、主に近隣に住居する方の利用に供することを目的とする 公園で、基準となる規模は2~クタールが標準となっております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表して おります。番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示します。

最初の3は近隣公園を示しており、次の3は公園の規模で、面積1へクタール以上4へクタール未満を示しております。最後の3桁の数字は、当該都市計画区域における公園区分ごとの1連番号で、豊山町の近隣公園の番号は321番から始まるもので、今回の臨空第2公園が1番目のものとなります。

参考資料No.3 1ページをお願いします。

本町では、町の最上位計画となります「豊山町第5次基本計画」の土地利用 構想において、新たな防災機能を備えた公園及び交流に必要な機能・施設によ り、住民・来訪者の憩いと交流の拠点として位置づけるほか、基本計画におい て、公園・緑地の整備について、地域の特性に配慮しながら、新たな公園整備 の検討や既存公園の拡張を進めることとしています。

また、豊山町都市計画マスタープランの「将来都市構造」において、消防・防災教育や地域防災の人材育成機能と憩いと交流のための公園・緑地機能を整備・保全する地域としており、「都市施設(公園緑地)の整備方針」において、新規公園は臨空公園(神明公園)と一体となって、憩いと交流によるにぎわいの空間として整備を促進することと位置づけております。

さらに、豊山町緑の基本計画に基づく緑の将来像として設定した「一人ひと

りが輝く暮らし豊かなアーバンビレッジ」の実現に向けた4つの基本方針のうち、「緑を生かす【緑の価値を利活用する】」において、神明公園及びその周辺の「緑の臨空拠点」づくりとして、臨空公園(神明公園)については、県営名古屋空港に隣接する立地特性を活かした、レクリエーション・交流機能の拠点として位置付け、その機能強化をめざすほか、空港を活かした広域防災拠点機能も備えたエリアとして、本公園とその周辺における機能を高めていくとしています。

加えて、豊山町地域強靱化計画において、「火災に強いまちづくり等の推進」や「避難所における良好な生活環境の確保等」などで避難施設が不足する青山地区内に災害時に避難所・避難場所として活用可能な運動施設を備えた防災公園を整備することとしています。

以上の計画を踏まえ、臨空第2公園は、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、交流の場となる近隣公園として整備を行います。整備後は公園を「指定緊急避難場所」として、また公園内に整備する運動施設を「指定避難所」に指定し、災害時には地域住民の避難所として活用します。

議案書5、6ページ、参考資料No.3 2ページをお願いします。

位置・区域の妥当性についてです。臨空第2公園の区域は、豊山町都市計画マスタープランの将来都市構造において、憩いと交流の拠点とした、消防・防災教育や地域防災の人材育成機能と憩いと交流のための公園・緑地機能を整備・保全する防災・緑地ゾーンに位置しています。

本公園の周辺には、臨空公園(神明公園)、愛知県防災公園や臨空消防学校が 配置され、こうした都市施設と連携した憩いやレクリエーション、地域間交流 の促進等が期待され、その区域は、都市計画公園界、測量界(道路)、変電所と の境界により定められており、公園区域として妥当と言えます。 また、本公園の東側及び南側に接する県道は、両側に歩道を有する道路として拡幅整備されるため、公園へのアクセス性が向上します。

さらに、災害時には、避難所として活用することから、地震災害リスク・風水害リスクが低く、大山川以北の地域住民のアクセスも容易なことからも最適な位置と言えます。

規模の妥当性についてです。本公園は、住民および来訪者の憩い、レクリエーション、交流の場を提供するとともに、大山川以北の地域住民の避難場所・避難所となる近隣公園としては十分な広さであり、現況の一人当たりの公園面積2.9㎡が、本公園の整備による公園面積の増加により、豊山町緑の基本計画で目標に掲げている「一人当たりの公園面積10㎡以上」に近づけることができます。

これにより、本公園の規模は屋内運動施設約0.5~クタールや賑わい施設約0.2~クタール、駐車場約1.3~クタール、その他の広場・園路等約0.9~クタールとする複数の機能を持つ近隣公園として約2.9~クタールが必要となります。また、参考資料No.3の4ページ以降に位置を示す図面、計画区域を示す図面及び平面計画の図面を添付しております。

ここで1点報告がございます。参考図の平面計画の図面の着色に誤りがありました。配布しております資料はすでに訂正されているものですが、縦覧の際に「臨空消防学校」の左下部分の無色の部分も道路端まで黄土色で着色されておりましたので、ここで報告させていただきます。

次に、経過と今後の手続きでありますが、参考資料No.3 3ページをお願い します。

昨年の11月3日、23日、令和5年3月4日に都市計画法第16条第1項の規定に基づく説明会を開催しました。そして、3月13日から27日までの

2週間、法第17条第1項の規定に基づき変更案の縦覧を行ったところ、3名の方と1つの団体から意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。

議案別冊をお願いします。

今回提出されました各意見を取り纏め、左側が意見書の内容、右側が都市計画決定権者の見解となっております。

本来であれば、都市計画法第19条第2項に基づき、提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出することとされておりますが、意見書において、「原文のまま提示してほしい」とのご要望がありましたので、原文のまま掲載させていただきました。なお委員の皆様には事前に、原本をコピーしたものも配布させていただいております。それでは、意見書と見解についてご説明させていただきます。

【議案別冊「意見書及び都市計画決定権者の見解」について読み上げ説明】

以上が「意見」と「都市計画決定権者の見解」でございます。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。

【会長】

ご苦労様でした。説明がおわりました。本日の審議にあたり、審議内容に係る意見陳述の申し入れがありました。豊山町都市計画審議会施行規則第6条では、委員等又は幹事以外の出席について、「会長が必要と認めるとき、委員等又

は幹事以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる」となっております。

本日は、ここで申し入れ者を代表して、上青山地区防災拠点連絡協議会代表 幹事の井上春夫さんの意見陳述を受けたいと思います。井上春夫さん10分以 内で意見をお願いいたします。

【意見陳述者】

上青山地区防災拠点連絡協議会代表幹事の井上春夫です。

本日の審議にあたり、審議会施行規則に則り、意見陳述の機会をお認めいただきました青山会長様には心から御礼申し上げます。

現在、神明・金剛地区で計画されている防災拠点について、地元となる上青山 地域の住民は大きな期待と共に、それよりも大きな不安を抱えております。私は、 今回の都市計画変更についての問題点を、明らかにしたいと考えます。

審議会委員の皆様は、ご英断をもって防災拠点が我々地域住民にとってより良い施設になるようお導き頂ける事を期待いたします。

「連絡協議会」は令和4年度、青山区長を顧問に、同副区長、上東・上西の実行組合長、自治会長ら12名の発起人により令和4年8月に設立されました。

私たちは、父や祖父達の築いた上青山の地を次世代・次々世代それより先の未来に残さなくてはなりません。「連絡協議会」は、このような趣旨のもと、この地域に住まう皆様、そして次々世代のために大切なことの実現に向けた活動に取組んでおります。

令和5年3月4日開催の都市計画説明会資料20頁には、都市計画決定の手順について、本図の資料が示されております。私ども連絡協議会は計画決定前に意見交換会を開くことを再三にわたり求めて参りました。

また、都市計画法第16条には「都道府県又は市町村は、都市計画の案を作成 しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意 見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と謳われております。 こちらは川崎市が定める都市計画決定手続きフローです。先ほどの手順と比べ てかなり丁寧な手続きなっています。公聴会も取り入れられております。

町長は昨年11月の説明会において、「説明会、町民討議会、アンケート、協議会の勉強会などの場で、皆の意見を聞いています。これ以上何をしろというのか。」とおっしゃいました。公聴会の知恵が無い私は、「意見交換会を開いて下さい。」とお願いました。

説明会は住民が意見を述べる場でなく、計画を理解するための機会だと考えて おります。都市計画法16条でも定める公聴会を開いていただくことが本筋だと 考えます。

運用指針においては公聴会を説明会に置き換えることも可能とされておりますが、住民からの希望がある場合は公聴会を優先するべきと考えます。

豊山町の手続きには他にも問題があると考えます。

3月4日説明会資料には、昨年11月開催の「事業計画説明会」の記載が無く、3月4日開催の「都市計画説明会」の記載のみでしたが、3月13日公告の図書縦覧においては、策定の経緯・先頭項には昨年11月開催の「事業計画説明会」が示され3月4日開催の「都市計画説明会」は、欄外に記載があるだけです。機械屋の私には意味不明の書類です。

「都市計画説明会」から図書縦覧までの期間が短すぎることを誤魔化そうとしていると言われても仕方が無いと考えます。

豊山町の条例にはこのような条例もあります。「地区計画等の原案を公告の日から2週間縦覧して行うものとする。」とあり、第3条には「地区計画等の原案

に対する意見の提出は、前条の公告の日から3週間以内に意見書を町長に提出して行うものとする。」とあります。

協議会のメンバーが近隣市に尋ねたところ、縦覧に対する意見書は2週間だが、「地区計画等の原案」に対する意見については3週間の提出期間があるとのことでした。私が、町に確認したときには2週間の期限のみを示され3条の条文は示されませんでした。

町の対応により意見の提出機会を奪われたものと考えます。

私は防災拠点事業における諸事項をタイムラインにまとめてみました。

これによりますと、アンケートによる住民意識調査は町が3回、商工会が1回、 上青山実行組合が1回行っていることが分かります。

豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト(案)に明示されているのは、町が 行ったアンケートのみです。これをもって、本計画に都市計画法第16条の精神 が反映されているとはいえないと考えます。

町のアンケート対象者は町民全体の意見は反映されるかもしれませんが、都市 計画法第16条の精神には合致しません。

第16条第2項には、都市計画に定める地区計画等の案は、その案に係る区域 内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成 するものとするとあります。

拠点事業により土地を失う地権者、事業基盤を失う農業従事者の意見が、都市 計画に反映されるべきだと考えます。

「豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト(案)」説明図を見ると、徒歩で 来場する人の歩行者動線は示されておりません。自動車での来場者に配慮された 動線になっております。

臨空第2公園は近隣公園として整備することになっております。近隣公園とは、

主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2~クタールを標準として配置するとあります。この条文からも臨空第2公園は自動車による来場者に配慮するのでなく、徒歩による来場者に配慮された公園であるべきだと考えます。

県庁ホームページに、このような告示がありました。県の事業は入札不調になっております。

これからどうなるかは分かりませんが、計画が変わることも考えられます。豊 山町も今一度立ち止まって考えてくださることを期待いたします。

最後に、都市計画審議会は「都市計画を定める際の都市計画案を調査・審議」 するため、設置された機関です。

皆様は、私たちに出来ない「都市計画案を調査・審議」することが出来ます。 皆様の判断をもって防災拠点をより良い施設になるよう導いてくださること を切にお願いいたします。

私どもは、計画に反対している訳ではありません。私たちは、私たちの父や母・ 祖父や祖母が築いてきた上青山の地を、より良い形にして子や孫・ひ孫達・それ 以上の未来に残したいだけです。

皆様には不備のある計画を止めることも・改めることも出来ます。どうしても 止めることが出来ないと判断するのであれば、せめて付帯条件等で地域住民の声 を消さない工夫をお願いいたします。

本日はこのような機会を与えていただき誠にありがとうございました。 以上で私の陳述を終わらせていただきます。

【会長】

意見陳述が終わりましたが、意見に対しまして委員の皆様から陳述者に質問

はありますか。

【岩村委員】

意見陳述ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。 意見陳述最後の立ち止まって考えるということについて、どのような形を考 えられているのでしょうか。

【意見陳述者】

ラウンドアバウトの形状によって計画区域が大きく変わると考えています。 その際には警察との協議等の時間が必要となります。ラウンドアバウトに変わることで計画が遅れることのないよう、さらに時間をかけて我々の意見を聞いていただきながら計画を審議していただければと思います。

【岩村委員】

計画が遅れることの無いよう慎重に進めていくということですね。

今回の議案ではラウンドアバウトのことは入っていません。ラウンドアバウトについては、議員有志で要望書は提出させていただきましたし、重ねて上青山地区からも要望書が提出されたことにより、県も協議を進めてもらったと認識しています。

ラウンドアバウトによって計画が変更になる可能性があるので慎重にという ことで理解すればよろしかったでしょうか。

【意見陳述者】

ラウンドアバウトの形状については、本来であれば違う形状の道路でないと

いけないかと思われます。

ラウンドアバウトが最初から計画されていれば、2mほど道路がずれるのではないかと思います。

前回の都市計画案に縛られたために、当局の思い通りの説明が中々出来ませんでした。今回についても同様に、安全のことを考えた場合、いろいろな考え方があります。ラウンドアバウトというのは、私が考える中では色々な設計方法があります。その設計方法によって例えば、計画区域内に道路を移設可能ではないかと考えます。現在の計画区域では到底成り立たないことはないと思います。

少なくとも考えたうえで決定していただきたいと思います。

【岩村委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会長】

質問も終わったようですので、井上さんは傍聴席へお戻りください。

それでは審議に入りたいと思います。議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」何かご質問ご意見はありますか。

【水野委員】

都市公園の整備に伴い国や県からの補助金の基準についてはどのようになっているでしょうか。

また、八劔神社北の点滅信号交差点がラウンドアバウトに決定した場合、南 側一部の拡幅に伴う用地移転等の費用や交渉は、どこが対応されるのでしょう か。

【事務局】

補助金の件については、都市施設の公園ということで都市計画決定を行うと、 国の社会資本整備総合交付金の活用が出来ます。さらには、新しい都市公園を 避難場所に指定することで、社会資本整備総合交付金の中にあります防災・安 全交付金を活用することができます。

ラウンドアバウト交差点になった場合の用地移転補償について、交差点は県道として県が設計を進めておりますが、大きい交差点が出来ますと町道1号の拡幅も必要となります。その移転交渉等については県が実施し、町も同行して調整させていただきます。費用負担についても、県道の拡幅が影響することなので、町としましては公共補償費を県へ求めていきたいと思います。

【会長】

質問も終わったようですので、ここで採決させていただきます。

議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」 賛成の方の挙手をお願い します。

【委員】

全員賛成

【会長】

ありがとうございます。全員賛成であります。よって議案第1号「名古屋都市計画都市公園の変更について」は原案のとおり可決しました。

続きまして、次第の3 その他に入ります。この機会に委員の皆様何かございますか。

【柴田委員】

議案第1号「名古屋都市計画公園の変更について」一言申し上げたいと思います。

令和4年3月25日、令和3年度第2回都市計画審議会では、名古屋都市計画公園に「愛知県防災公園」8.9ヘクタールを追加すること、名古屋都市計画教育文化施設として「臨空消防学校」61,400㎡を整備することについて、それぞれ委員の賛成多数により原案が可決されました。

また、令和5年2月28日、令和4年度第1回都市計画審議会では、名古屋都市計画公園に「臨空第2公園」2.9~クタールを追加することの事業概要並びに計画手続きについて説明がありました。

まず、意見書にありますように、令和3年4月に発表されました計画エリアが令和4年7月に大幅に縮小されたことについてですが、この発表を耳にしたときは私も驚きました。しかし、都市計画決定権者の見解にありますように「農地の代替地等を残してほしい」との地権者のご要望は、察するに余りあるところです。むろん、除外された計画エリアの地権者が代替地の提供に応じられるのかどうかは分かりませんが、町がその仲介役を演じていただくことができれば幸いだと思っています。

次に、ラウンドアバウト交差点についてですが、接続する道路が直角に接続されなければならないと説明を聞いていますので計画図はやむを得ないものと理解しております。また、交差点の変更は地域の皆様からのご要望を反映してのことだと聞いております。ただ、計画変更により影響を受ける同交差点南側

用地は住居となっていますし、何より当初計画にはありませんでしたので一層 寄り添った対応が必要であることは言うまでもありません。

次に、意見書にあります「歩道橋」の設置です。計画施設が完成し通行車両が大幅に増加することを想定しますと、地域の皆様が歩いて賑わい施設を利用する際に、より安全な歩道橋は必須となってくるのではないかと思います。見解にあります用地取得の問題のほか、県道に架かる歩道橋は県の範疇であるため協議が必要であること、障がい者への対応をどうするのか、などが考えられます。地域の皆様が安心して施設へ行けるような配慮は欠かせません。

最後に、町が行ったアンケートの回答率ですが、意見書で指摘されましたと おり低いと思います。町には一層の努力をお願いしたいところです。

このほか、参考資料No.3名古屋都市計画公園の変更についての理由書は、問題のないものと理解しております。

【会長】

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうご ざいました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することがで きました。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

【司会】

会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。最後に町長よりご挨拶 させていただきます。

【町長】

本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向け努力していきたいと考えております。

本日、ご審議いただきました事案につきましては、精力的に進めて参ります ので、今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

上記のとおり令和5年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を 明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和5年4月 日

会 長

署名人